

特定非営利活動法人日本ベトナム障がい者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ベトナム障がい者支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ベトナム戦争時に使用された枯葉剤の影響により障がいを持って生まれてきた子供達の生活の支援、及び枯葉剤被害者へのサポートや自立支援等を含めた国際協力活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 枯葉剤被害者及び恵まれない子供達への自立支援に係わる事業
 - ② 障がいを持った方々に対しての福祉サービスに関する事業
 - ③ 会員の研修に関する活動の事業
 - ④ 社会福祉を目的とした事業
 - ⑤ 日本とベトナムの国際交流に関する事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① グッズ販売事業
 - ② マネージメント事業
 - ③ ファンクラブ運営事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、会員のうち第13条第3項に規定する特別顧問については、徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、この法人に2人以内の特別顧問を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 特別顧問は、総会において選任する。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 特別顧問は、この法人の業務運営上の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは FAX 又は電磁的方法（電子メール等）をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは FAX、又は電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは FAX 又は電磁的方法（電子メール等）による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは FAX 又は電磁的方法（電子メール等）をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは FAX 又は電磁的方法（電子メール等）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは FAX 又は電磁的方法（電子メール等）による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決によって選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	境 恒春
副理事長	佐藤 健治
理事	尾形 和優
理事	阿部 正孝
理事	和田 尚悟
理事	安達原 智彦
監事	熊谷 浩典
監事	細田 真希

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|----------|-----|------------|------------|-----|
| (1) 正会員 | 入会金 | 1, 0 0 0 円 | 年会費 | 0 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 0 円 | 個人会費一口 (年) | 0 円 |
| | | | 法人会費一口 (年) | 0 円 |

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日（令和 7 年 月 日）から施行する。

この写しは、原本と相違ありません。

宮城県気仙沼市福美町 2 番 3 3 号

特定非営利活動法人日本ベトナム障がい者支援センター

理事長 境 恒春

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(NPO法人日本ベトナム障がい者支援センター)

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	980,000		
3. 受取助成金等			
4. 事業収益	2,920,000	230,000	
5. その他収益			
雑収入			
経常収益計	4,000,000	230,000	4,230,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		
人件費計	1,200,000	0	1,200,000
(2) その他経費			
旅費交通費	1,070,000	30,000	
会議費	90,000	20,000	
交際費	30,000		
業務委託費	221,100		
ロイヤリティ	218,900		
仕入れ	850,000		
謝金	80,000		
事務費	3,000		
支払寄附金	100,000		
通信費	40,000		
広告宣伝費	100,000		
租税公課	220,000		
雑費	0		
その他経費計	3,023,000	50,000	3,073,000
事業費計	4,223,000	50,000	4,273,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
旅費交通費			
会議費	20,000		
通信費	20,000		
事務費	20,000		
慶弔費	20,000		
租税公課	80,000		
予備費	2,645		
その他経費計	162,645	0	162,645
管理費計	162,645	0	162,645
経常費用計	4,385,645	50,000	4,435,645
当期経常増減額	▲ 385,645	180,000	▲ 205,645
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	180,000	▲ 180,000	0
当期正味財産増減額	▲ 205,645	0	▲ 205,645
前期繰越正味財産額			205,645
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(NPO法人日本ベトナム障がい者支援センター)

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	900,000		
3 受取助成金等			
4 事業収益	2,920,000	530,000	
5 その他収益			
雑収入			
経常収益計	3,920,000	530,000	4,450,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		
人件費計	1,200,000	0	1,200,000
(2) その他経費			
旅費交通費	820,000	30,000	
会議費	90,000	40,000	
交際費	30,000		
業務委託費	221,100		
ロイヤリティ	218,900		
仕入れ	710,000		
謝金	60,000		
事務費	3,000		
支払寄附金	100,000		
通信費	30,000		
広告宣伝費	13,000		
その他経費計	2,296,000	70,000	2,366,000
事業費計	3,496,000	70,000	3,566,000
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
旅費交通費			
会議費	20,000		
通信費	20,000		
事務費	20,000		
慶弔費	20,000		
予備費	804,000		
その他経費計	884,000	0	884,000
管理費計	884,000	0	884,000
経常費用計	4,380,000	70,000	4,450,000
当期経常増減額	▲ 460,000	460,000	0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	460,000	▲ 460,000	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人日本ベトナム障がい者支援センター

1. 事業実施の方針

ベトナム戦争時に使用された枯葉剤の影響によって、障がいを持って生まれてきてしまった子供達の支援や被害者へのサポート、それに伴う自立支援等を含めた国際協力活動に寄与することを目的とする。

2. 事業の実施に関する事項

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額
【収益事業】 公式グッズ販売事業	オリジナル公式グッズを生産し、販売の収益を自立支援活動に充当する。将来的には、障がい児施設等で縫製技術を指導し、生産拠点とする。	2025年 5月、8月 11月 2026年 3月	ベトナム	2～3名	1000人	4,013,000
自立支援事業	障がい児施設、児童療育施設等の支援活動を行う。	2025年 11月	ベトナム	1～3名	50人	120,000
国内意見交換	ベトナムの未来を見据えた支援活動及び、当法人の事業展開に関する調査	通年	日本	2～3名	不特定多数	90,000

2) その他の事業に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額
プラットフォーム事業	ベトナムの著名人とのエージェント契約を主とした事業に係る現地調査。 収益は特定非営利活動に充当	2025年 5月、8月 11月 2026年 3月	ベトナム	1名	100人	50,000

※収益事業、自立支援事業、その他事業は同時期に実施し、その他事業は黒字に転じてから支出を計上する事とする。

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人日本ベトナム障がい者支援センター

3. 事業実施の方針

ベトナム戦争時に使用された枯葉剤の影響によって、障がいを持って生まれてきてしまった子供達の支援や被害者へのサポート、それに伴う自立支援等を含めた国際協力活動に寄与することを目的とする。

4. 事業の実施に関する事項

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額
【収益事業】 公式グッズ販売事業	オリジナル公式グッズを生産し、販売の収益を自立支援活動に充当する。将来的には、障がい児施設等で縫製技術を指導し、生産拠点とする。	2026年 7月、11月 2027年 3月	ベトナム	2～3名	1000人	3,286,000
自立支援事業	障がい児施設、児童療育施設等の支援活動を行う。	2025年 11月	ベトナム	1～3名	50人	120,000
国内意見交換	ベトナムの未来を見据えた支援活動及び、当法人の事業展開に関する調査	通年	日本	2～3名	不特定多数	90,000

2) その他の事業に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額
プラットフォーム事業	ベトナムの著名人とのエージェント契約を主とした事業 収益は特定非営利活動に充当	2026年 7月、11月 2026年 3月	ベトナム	1名	100人	70,000

※収益事業、自立支援事業、その他事業は同時期に実施し、その他事業は黒字に転じてから支出を計上する事とする。